



2024年5月15日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 サ イ バ ー ・ バ ズ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 村 彰 典
(コード番号：7069 東証グロース)
問 合 わ せ 先 取 締 役 膽 畑 匡 志
(TEL. 03-6758-4738)

**2024年9月期第2四半期報告書の提出遅延並びに
当社株式の監理銘柄（確認中）指定の見込みに関するお知らせ**

当社グループは、2024年9月期の第2四半期報告書について、提出期限である2024年5月15日までに提出ができない見込みとなりました。つきましては、当社株式の監理銘柄（確認中）指定の見込みならびに2024年9月期第2四半期報告書の提出見通しについて、下記のとおりお知らせいたします。

なお、2024年9月期第2四半期報告書については、本日17:14にEDINETに誤って提出しておりますが、当該提出は2024年9月期第2四半期の四半期レビュー報告書を受領していない時点で行われたものであります。

記

1. 提出が遅延するに至った経緯

本日、有限責任監査法人トーマツより、継続企業の前提に関する事項の注記に係る重要な心証を2024年5月14日の午後に得ているものの、これに基づく四半期報告書のドラフト提出が本日の朝となったことにより、検討・調書化・審査に十分な時間を現時点で割けていないことを理由として、最大限努力はするものの、本日中に2024年9月期第2四半期の四半期レビュー報告書に係る結論形成ができない可能性があることが報告されました。

これに伴い、金融商品取引法に定める提出期日である本日2024年5月15日中に、2024年9月期第2四半期報告書を提出することが困難となりました。

2. 監理銘柄（確認中）への指定見込みについて

上記のとおり、当社は、2024年9月期第2四半期報告書について、提出期限である2024年5月15日中に提出できない見込みとなりました。株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第604条第1項第10号aの規定により、金融商品取引法に定める提出期日までに当該第2四半期報告書を提出できる見込みがない旨を開示したことから、株式会社東京証券取引所より投資家の皆さまに注意喚起するため、当社株式は、本日付けで監理銘柄（確認中）に指定される見込みです。

また、株式会社東京証券取引所の上場廃止基準により、2024年6月17日までに当該第2四半期報告書の提出ができなかった場合、当社株式は整理銘柄に指定された後、上場廃止となります。

3. 今後の見通し

当社は、整理銘柄へ指定され上場廃止となることを回避することはもとより、現状想定し得る可能な限り早い時点での提出・開示に努めてまいります。

なお、現時点では、2024年9月期第2四半期報告書の具体的な提出・開示時期については5月16日を予定しております。

株主の皆様をはじめ、お取引先および関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けしますことを伏してお詫び申し上げます。

以上